

京都市告示第 156 号

道路法第 18 条第 2 項の規定に基づき、道路の供用を次のように廃止します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から 14 日間一般の縦覧に供します。

平成 21 年 6 月 12 日

京都市長 門川大作

路線名	供用廃止の区間	供用廃止の期日
上鳥羽5号線	南区上鳥羽大溝21番地の2地先から 同区上鳥羽藁田43番地の1地先まで	告示の日
嵯峨経10号線	右京区嵯峨広沢南野町27番地の1地先内	〃
嵯峨経17号線	右京区嵯峨石ヶ坪町49番地地先内	〃
松尾経18号線	西京区松尾木ノ曾町31番地の1地先から 同町30番地の1地先まで	〃

(建設局土木管理部道路明示課)